平成 29 年度改正	現　　行	備　　考
北 陸 地 方 整 備 局 設計及び解析業務委託共通仕様書 平成２９年４月	北 陸 地 方 整 備 局 設計及び解析業務委託共通仕様書 平成２８年４月	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>平成 29 年度改正</th><th>現　　行</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>第1108条　照査技術者及び照査の実施
１．受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。
なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
２．設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
（１）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
（２）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、ＲＣＣＭ（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
（３）照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
（４）照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
（５）照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
（６）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。
（７）以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するもとする。
Ⅰ　樋門・樋管詳細設計
Ⅱ　排水機場詳細設計
Ⅲ　築堤護岸詳細設計
Ⅳ　道路詳細設計（平面交差点を含む）
Ⅴ　橋梁詳細設計
Ⅵ　山岳トンネル詳細設計
Ⅶ　共同溝詳細設計
Ⅷ　仮設構造物詳細設計</td><td>第1108条　照査技術者及び照査の実施
１．受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。
なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
２．設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
（１）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
（２）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、ＲＣＣＭ（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
（３）照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
（４）照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
（５）照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
（６）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。
（新設）</td><td></td></tr>
</table>

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考
第1109条　担当技術者 １．受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、８名までとする。 ２．担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。 ３．担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。 **第1110条　提出書類** １．受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。 ２.受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 ３．受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は８名までとする）。 また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。 例：【低】○○○○業務 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。	**第1109条　担当技術者** １．受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く） なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、８名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に８名までとする。 ２．担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。 ３．担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。 **第1110条　提出書類** １．受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。 ２.受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 ３．受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は８名までとする）。 また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。 例：【低】○○○○業務 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正	現　　行	備　　考
第1111条　打合せ等 １．設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。 　なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 ２．設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。 ３．管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。 ４．打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。 ５．調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。	**第1111条　打合せ等** １．設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。 　なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 ２．設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。 ３．管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。 ４．打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。 ５．監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考
第 1140 条　新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26 年3 月28日、国官総第344 号、国官技第319 号)、「｢公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26 年3 月28 日、国官総第３４５号、国官技第３２０号、国営施第１７号、国総施第１４１号）による必要な措置をとるものとする。 １．受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 ２．受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	（新設）	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考
第1209条　設計業務の条件 ～中略～ 11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された１ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、ＮＥＴＩＳ掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（ＮＥＴＩＳけいさい期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	第1209条　設計業務の条件 ～中略～ 11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された１ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	

平成 29 年度改正	現　行	備　考

平成 29 年度改正

（参考）主要技術基準及び参考図書

H29.3 現在

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕共　通			
1	国土交通省制定　土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	－
2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成 11 年版	土木学会	H11.11
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 -平成 21 年　改訂版-	全日本建設技術協会	H22.4
6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成 13 年改訂版-	全日本建設技術協会	H13.12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5.2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
9	建設機械施工安全技術指針　指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
11	土木工事共通仕様書	国土交通省	H27.3
12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16.6
13	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会	H21.11
14	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
15	公共測量　作業規程の準則	国土交通省	H25.3
16	公共測量　作業規定の準則　解説と運用	日本測量協会	H24.10
17	公共測量　作業規定の準則　解説と運用（平成 25 年改正　追補版）	日本測量協会	H26.7
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H28.3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	H28.3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	H28.3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H28.12
25	2012 年制定　コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H25.3
26	2014 年制定　舗装標準示方書	土木学会	H27.10

現　行

（参考）主要技術基準及び参考図書

H28.3 現在

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕共　通			
1	国土交通省制定　土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	－
2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成 11 年版	土木学会	H11.11
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 -平成 21 年　改訂版-	全日本建設技術協会	H22.4
6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成 13 年改訂版-	全日本建設技術協会	H13.12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5.2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
9	建設機械施工安全技術指針　指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
11	土木工事共通仕様書	国土交通省	H27.3
12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16.6
13	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会	H21.11
14	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20.12
15	公共測量　作業規程の準則	国土交通省	H25.3
16	公共測量　作業規定の準則　解説と運用	日本測量協会	H24.10
17	公共測量　作業規定の準則　解説と運用（平成 25 年改正　追補版）	日本測量協会	H26.7
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H28.3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	H28.3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	H28.3
24	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	H22.8
25	2012 年制定　コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H25.3
26	2007 年制定　舗装標準示方書	土木学会	H19.3

備　考

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正	現　　行	備　　考

平成29年度改正

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
27	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10
28	2013年制定　コンクリート標準示方書　【土木学会規準および関連規準】＋【JIS規格集】	土木学会	H25.11
29	2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25.10
30	2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25.3
31	2012年制定　コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28.3
33	ＣＡＤ製図基準	国土交通省	H29.3
34	ＣＡＤ製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28.3
36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領（案）・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6
37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4
38	2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会	H18.7
39	2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法･同解説	土木学会	H18.7
40	2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会	H18.7
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2
43	日本下水道協会規格（ＪＳＷＡＳ） シールド工事用標準セグメント（Ａ－３，４）	日本下水道協会	H13.7
44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16.12
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	地盤工学会	H24.5
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9

現　　行

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
27	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10
28	2013年制定　コンクリート標準示方書　【土木学会規準および関連規準】＋【JIS規格集】	土木学会	H25.11
29	2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H25.10
30	2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H25.3
31	2012年制定　コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28.3
33	ＣＡＤ製図基準	国土交通省	H28.3
34	ＣＡＤ製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H28.3
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28.3
36	ボーリング柱状図作成要領（案）解説書（改訂版）	日本建設情報総合センター	H11.5
37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4
38	2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会	H18.7
39	2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法･同解説	土木学会	H18.7
40	2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会	H18.7
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2
43	日本下水道協会規格（ＪＳＷＡＳ） シールド工事用標準セグメント（Ａ－３，４）	日本下水道協会	H13.7
44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16.12
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	地盤工学会	H24.5
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正	現　行	備　考

平成29年度改正

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9
50	大深度土留め設計･施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法､ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
55	近接基礎設計施工要領（案）	建設省土木研究所	S58.6
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5
58	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004年版	日本電設工業協会	H16.9
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8
60	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会	H28.3
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2
62	建設発生土利用技術マニュアル 第4班	土木研究センター	H25.11
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）	国土地理院	H20.3
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書（案）【数値地形図編】第2.1版	国土地理院	H21.10
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
69	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7
70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ．基本評価編	環境庁	H11.6

現　行

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9
50	大深度土留め設計･施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法､ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
55	近接基礎設計施工要領（案）	建設省土木研究所	S58.6
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5
58	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004年版	日本電設工業協会	H16.9
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8
60	日本建設機械要覧 2013年版	日本建設機械施工協会	H25.3
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2
62	建設発生土利用技術マニュアル 第4班	土木研究センター	H25.11
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）	国土地理院	H20.3
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書（案）【数値地形図編】第2.1版	国土地理院	H21.10
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
69	猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて)	日本鳥類保護連盟	H15.7
70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ．基本評価編	環境庁	H11.6

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考

平成 29 年度改正

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）	環境庁	H12.4
73	面的評価支援システム操作マニュアル（本編） Ver.3.0	環境省 水・大気環境局	H23.10
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H26.4
76	基準点測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
77	水準測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
78	数値地形図製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
79	撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）製品仕様書（案）	国土地理院	H26.4
80	写真地図作成製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
81	航空レーザ測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
82	応用測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
83	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	最新版
84	土木工事数量算出要領　数量集計表様式（案）	国土交通省	最新版
85	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24.5
86	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H27.7
87	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
88	マルチ GNSS 測量マニュアル（案）　近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	H27.7
89	公共測量におけるセミ･ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
90	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
91	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21.4
92	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
93	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国土交通省	H28.3
94	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式定着工法技術検討委員会	H28.7

現　　行

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）	環境庁	H12.4
73	面的評価支援システム操作マニュアル（本編） Ver.3.0	環境省 水・大気環境局	H23.10
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H26.4
76	基準点測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
77	水準測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
78	数値地形図製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
79	撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）製品仕様書（案）	国土地理院	H26.4
80	写真地図作成製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
81	航空レーザ測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
82	応用測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
83	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	最新版
84	土木工事数量算出要領　数量集計表様式（案）	国土交通省	最新版
85	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24.5
86	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H27.7
87	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
88	マルチ GNSS 測量マニュアル（案）　近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	H27.7
89	公共測量におけるセミ･ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
90	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
91	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21.4
92	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
	（新設）		
	（新設）		

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川･海岸･砂防･ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2. 4
5	国土交通省河川砂防技術基準　調査編	国土交通省	H26. 4
6	国土交通省河川砂防技術基準　計画編	国土交通省	H16. 3
7	建設省河川砂防技術基準(案)設計編(Ⅰ・Ⅱ)	建設省	H9. 5
8	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(河川編)	国土交通省	H27. 3
9	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28. 3
10	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28. 3
11	改訂　解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
12	増補改訂（一部修正）版 防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
13	流域貯留施設等技術指針（案）　－増補改訂版－	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
14	港湾の施設の技術上の基準･同解説	日本港湾協会	H19. 9
15	数字でみる港湾 2014	日本港湾協会	H26. 7
16	水門鉄管技術基準 ・第５回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第５回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・ 接合編)-付解説- ・ＦＲＰ(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
17	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
18	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21. 4
19	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省	H28. 3
20	ダム・堰施設技術基準(案)　(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28. 10
21	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム･堰施設技術協会	H13. 12
22	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム･堰施設技術協会	H11. 10

現　　行

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川･海岸･砂防･ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2. 4
5	河川砂防技術基準　調査編	国土交通省	H26. 4
6	国土交通省河川砂防技術基準　同解説　計画編	国土交通省	H17. 11
7	改訂新版　建設省河川砂防技術基準(案)設計編(Ⅰ・Ⅱ)	日本河川協会	H9. 10
8	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(河川編)	国土交通省	H27. 3
9	国土交通省河川砂防技術基準　維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28. 3
	（新設）		
10	改訂　解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
11	増補改訂（一部修正）版 防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
12	流域貯留施設等技術指針（案）　－増補改訂版－	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
13	港湾の施設の技術上の基準･同解説	日本港湾協会	H19. 9
14	数字でみる港湾 2014	日本港湾協会	H26. 7
15	水門鉄管技術基準 ・第５回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第５回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・ 接合編)-付解説- ・ＦＲＰ(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
17	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21. 4
18	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省	H25. 7
19	ダム・堰施設技術基準(案)　(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H26. 9 （H23. 7）
20	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム･堰施設技術協会	H13. 12
21	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム･堰施設技術協会	H11. 10
22	ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）	ダム･堰施設技術協会	H12. 8

備　　考

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考

平成 29 年度改正

No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月
23	ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）	ダム･堰施設技術協会	H12. 8
24	ゲート用開閉装置（油圧式）設計要領（案）	ダム･堰施設技術協会	H12. 6
25	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26. 3
26	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27. 2
27	海岸保全施設の技術上の基準・同解説（複製版）	全国海岸協会	H16. 6
28	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
29	(第 2 次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
30	仮締切堤設置基準（案）	国土交通省河川局治水課	H26. 12
31	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
32	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1
33	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
34	ダム構造物管理基準　改訂	日本大ダム会議	S61. 11
35	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
36	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
37	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理･国土保全局河川環境課	H28. 1
38	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理･国土保全局河川環境課	H28. 1
39	河川関係法令例規集（加除式）	第 1 法規	－
40	護岸の力学設計法　　改訂	国土技術研究センター	H19. 11
41	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
42	漁港・漁場の施設の設計の手引 2003 年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15. 10
43	ジャケット式鋼製護岸設計指針（案）	日本港湾協会	S52. 3
44	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
45	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
46	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
47	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5. 6

現　　行

No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月
23	ゲート用開閉装置（油圧式）設計要領（案）	ダム･堰施設技術協会	H12. 6
24	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26. 3
25	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27. 2
26	海岸保全施設の技術上の基準・同解説（複製版）	全国海岸協会	H16. 6
27	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
28	(第 2 次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
29	仮締切堤設置基準（案）	国土交通省河川局治水課	H26. 12
30	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
31	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1
32	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
33	ダム構造物管理基準　改訂	日本大ダム会議	S61. 11
34	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
35	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
36	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理･国土保全局河川環境課	H28. 1
37	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理･国土保全局河川環境課	H28. 1
38	河川関係法令例規集（加除式）	第 1 法規	－
39	護岸の力学設計法　　改訂	国土技術研究センター	H19. 11
40	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
41	漁港・漁場の施設の設計の手引 2003 年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15. 10
42	ジャケット式鋼製護岸設計指針（案）	日本港湾協会	S52. 3
43	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
44	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
45	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
46	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5. 6
47	河川構造物設計業務ガイドライン　(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5. 10

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正	現　行	備　考
(see table A)	(see table B)	

平成29年度改正

No.	名　称	編集又は発行所名	発行年月
48	河川構造物設計業務ガイドライン　（護岸設計業務）	国土開発技術研究センター	H5. 10
49	河川構造物設計業務ガイドライン　（樋門・樋管設計業務）	国土開発技術研究センター	H8. 11
50	河川構造物設計業務ガイドライン　（堰・床止め設計業務）	国土開発技術研究センター	H8. 11
51	土木構造物設計マニュアル(案)　－樋門編－	全日本建設技術協会	H14. 1
52	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
53	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6. 3
54	緩傾斜堤の設計の手引き　改訂版	全国海岸協会	H18. 1
55	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
56	治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省河川局	H17. 4
57	港湾調査指針（改訂）	日本港湾協会	S62. 6
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3
59	ビーチ計画･設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17. 10
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3. 3
61	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1
62	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11
63	漁港海岸事業設計の手引 平成8年度版	全国漁港協会	H8. 9
64	水と緑の渓流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8
65	渓流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6. 9
66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3. 1
67	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59. 10
68	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理･国土保全局河川環境課	H27. 3
69	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7
70	鋼製砂防構造物設計便覧（平成21年版）	砂防･地すべり技術センター	H21. 9
71	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4

現　行

No.	名　称	編集又は発行所名	発行年月
48	河川構造物設計業務ガイドライン　（樋門・樋管設計業務）	国土開発技術研究センター	H8. 11
49	河川構造物設計業務ガイドライン　（堰・床止め設計業務）	国土開発技術研究センター	H8. 11
50	土木構造物設計マニュアル(案)　－樋門編－	全日本建設技術協会	H14. 1
51	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
52	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6. 3
53	緩傾斜堤の設計の手引き　改訂版	全国海岸協会	H18. 1
54	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
55	治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省河川局	H17. 4
56	港湾調査指針（改訂）	日本港湾協会	S62. 6
57	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3
58	ビーチ計画･設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17. 10
59	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3. 3
60	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1
61	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11
62	漁港海岸事業設計の手引 平成8年度版	全国漁港協会	H8. 9
63	水と緑の渓流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8
64	渓流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6. 9
65	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3. 1
66	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59. 10
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理･国土保全局河川環境課	H27. 3
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7
69	鋼製砂防構造物設計便覧（平成21年版）	砂防･地すべり技術センター	H21. 9
70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
71	新版　地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正				現　　行				備　　考
No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月	
72	新版　地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5	72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防止工事技術指針 -	全国治水砂防協会	H19.9	
73	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防止工事技術指針 -	全国治水砂防協会	H19.9	73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4	
74	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4	74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6	
75	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6	75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6	
76	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6	76	改訂3版　コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7	
77	改訂3版　コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7	77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7	
78	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7	78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成23年改訂版）	電力土木技術協会	H23.3	
79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成23年改訂版）	電力土木技術協会	H23.3	79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	
80	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	
81	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12	
82	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12	82	軟岩の調査･試験の指針(案)～1991年版～	土木学会	H3.11	
83	軟岩の調査･試験の指針(案)～1991年版～	土木学会	H3.11	83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5	
84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5	84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10	
85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10	85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8	
86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8	86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2	
87	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2	87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村 振興局、水産庁	H18.1	
88	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村 振興局、水産庁	H18.1	88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3	
89	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3	89	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13.8	
90	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13.8	90	河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）	国土交通省	H16.3	
91	河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）	国土交通省	H16.3	91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）	建設省河川局	―	
92	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）	建設省河川局	―	92	試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11.10	
93	試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11.10	93	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考

平成 29 年度改正

No.	名　　　　称	編集又は発行所名	発行年月
94	台形 CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24. 6
95	改訂版　巡航 RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2
96	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）	国土交通省	H21. 7
97	活断層地形要素判読マニュアル	（独）土木研究所材料地盤研究グループ（地質）他	H18. 3
98	正常流量検討の手引き（案）	国土交通省	H19. 9
99	洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所	H22. 5
100	洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）	国土交通省	H27. 7
101	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26. 1
102	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28. 4
103	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
104	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
105	多自然川づくりポイントブックⅢ　中小河川に関する河道計画の技術基準；解説	リバーフロント整備センター	H23. 10
106	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6
107	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H17. 6
108	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2
109	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12. 1
110	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3
111	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局･農林水産省水産庁･国土交通省河川局･国土交通省港湾局	H16. 6
112	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 00	国土交通省水管理･国土保全局海岸室､国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24. 10
113	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19. 5

現　　行

No.	名　　　　称	編集又は発行所名	発行年月
94	改訂版　巡航 RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2
95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）	国土交通省	H21. 7
96	活断層地形要素判読マニュアル	（独）土木研究所材料地盤研究グループ（地質）他	H18. 3
97	正常流量検討の手引き（案）	国土交通省	H19. 9
98	洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所	H22. 5
99	浸水想定区域図作成マニュアル（改訂版）	国土交通省	H26. 3
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26. 1
	（104 が統合）		
101	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3
102	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3
103	多自然川づくりポイントブックⅢ　中小河川に関する河道計画の技術基準；解説	リバーフロント整備センター	H23. 10
104	洪水ハザードマップ作成の手引き(改定版)	国土交通省	H25. 3
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H17. 6
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2
108	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12. 1
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局･農林水産省水産庁･国土交通省河川局･国土交通省港湾局	H16. 6
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 00	国土交通省水管理･国土保全局海岸室､国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24. 10
112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19. 5

備　　考

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
114	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1）	農林水産省農村振興局･農林水産省水産庁･国土交通省河川局･国土交通省港湾局	H28.4
115	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省　河川局防災課・海岸室	H22.3
116	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局･農林水産省水産庁･国土交通省河川局･国土交通省港湾	H21.6
117	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課､農林水産省水産庁防災漁村課､国土交通省水管理・国土保全局海岸室､国土交通省港湾局海岸･防災課	H26.3
118	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H24.3
119	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H24.3
120	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H24.3
121	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H11.8
122	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H26.6
123	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理･国土保全局砂防部､気象庁予報部	H27.2
124	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部､国土交通省国土技術政策総合研究所	H17.6

現　　行

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver2.0）	農林水産省農村振興局･農林水産省水産庁･国土交通省河川局･国土交通省港湾局	H25.4
114	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省　河川局防災課・海岸室	H22.3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局･農林水産省水産庁･国土交通省河川局･国土交通省港湾	H21.6
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課､農林水産省水産庁防災漁村課､国土交通省水管理・国土保全局海岸室､国土交通省港湾局海岸･防災課	H26.3
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H24.3
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H24.3
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H24.3
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)H24.3	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H24.3
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H26.6
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省河川局砂防部､気象庁予報部	H17.6
123	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部､国土交通省国土技術政策総合研究所	H17.6

備　　考

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正	現　　行	備　　考

平成29年度改正

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
125	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17.7
126	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4
127	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4
128	火山噴火に起因下土砂災害予想区域図作成の手引き（案）	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H25.3
129	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1
130	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2
131	山地河道における流砂水文観測の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4
132	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル（案）	土木研究所	H25.1
133	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル（案）	土木研究所	H24.6
134	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1
135	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
136	深層崩壊の発生の恐れのある渓流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
137	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7
138	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防･地すべり技術センター	H23.10
139	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
140	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3
141	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H4.4
142	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9

現　　行

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
124	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17.7
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4
126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4
127	火山噴火に起因下土砂災害予想区域図作成の手引き（案）	国土交通省水管理･国土保全局砂防部	H25.3
128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1
129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2
130	山地河道における流砂水文観測の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4
131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル（案）	土木研究所	H25.1
132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル（案）	土木研究所	H24.6
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1
134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
135	深層崩壊の発生の恐れのある渓流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防･地すべり技術センター	H23.10
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3
140	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H4.4
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>平成 29 年度改正</th><th>現　　行</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>

No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月
144	砂防関係施設点検要領（案）	国土交通省砂防部保全課	H26. 9
145	海岸施設設計便覧（2000 年版）	土木学会	H12. 11
146	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7. 4
147	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3
148	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24. 2
149	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理･国土保全局	H25. 6
150	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）	国土交通省	H27. 3

</td><td>

No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理･国土保全局	H23. 11
	（新設）		
143	海岸施設設計便覧（2000 年版）	土木学会	H12. 11
144	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7. 4
145	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3
146	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24. 2
147	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理･国土保全局	H25. 6
	（新設）		

</td><td></td></tr>
</table>

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正

No.	名　　　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧　〈1992年版〉	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16.2
4	第７次改訂 道路技術基準通達集 ― 基準の変遷と通達 ―	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	H23.9
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
10	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会	H25.12
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY　MANUAL	Transportation Research Board	2010
15	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第３版	交通工学研究会	H19.7
16	平面交差の計画と設計－応用編－2007	交通工学研究会	H19.10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
18	交通工学実務双書第４巻　　市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.3
20	道路環境影響評価の技術手法（平成２４年度版）	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3
21	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
22	道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年度版）	日本道路協会	H21.6
23	道路土工－盛土工指針（平成22年度版）	日本道路協会	H22.4
24	道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）	日本道路協会	H24.8
25	道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
26	道路土工－擁壁工指針（平成24年度版）	日本道路協会	H24.7

現　　行

No.	名　　　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	道路環境影響評価要覧　〈1992年版〉	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16.2
4	第７次改訂 道路技術基準通達集 ― 基準の変遷と通達 ―	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	H23.9
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
10	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会	H25.12
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY　MANUAL	Transportation Research Board	2010
15	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第３版	交通工学研究会	H19.7
16	平面交差の計画と設計－応用編－2007	交通工学研究会	H19.10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
18	交通工学実務双書第４巻　　市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23.12
20	道路環境影響評価の技術手法（平成２４年度版）	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3
21	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
22	道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年度版）	日本道路協会	H21.6
23	道路土工－盛土工指針（平成22年度版）	日本道路協会	H22.4
24	道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）	日本道路協会	H24.8
25	道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
26	道路土工－擁壁工指針（平成24年度版）	日本道路協会	H24.7

備　　考

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正				現　　行				備　　考
No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月	
27	道路土工ーカルバート工指針（平成 21 年度版）	日本道路協会	H22.3	27	道路土工ーカルバート工指針（平成 21 年度版）	日本道路協会	H22.3	
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル　第３版	土木研究センター	H26.8	28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル　第３版	土木研究センター	H26.8	
29	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル　第3回改訂版	土木研究センター	H26.8	29	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル　第3回改訂版	土木研究センター	H26.8	
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル　改訂版	土木研究センター	H25.12	30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル　改訂版	土木研究センター	H25.12	
31	アデムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9	31	アデムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9	
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル（鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製）	全国ボックスカルバート協会	H23.3	32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル（鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製）	全国ボックスカルバート協会	H23.3	
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成 11 年改訂）	強化プラスチック複合管協会	H11.3	33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成 11 年改訂）	強化プラスチック複合管協会	H11.3	
34	下水道用セラミックパイプ（陶管）道路埋設指針（平成 11 年改訂）	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3	34	下水道用セラミックパイプ（陶管）道路埋設指針（平成 11 年改訂）	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3	
35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3	35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3	
36	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本 PC ボックスカルバート製品協会	H24.3	36	PC ボックスカルバート道路埋設指針（改訂版）	日本 PC ボックスカルバート製品協会	H3.10	
37	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10	37	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10	
38	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編）	日本道路協会	H24.3	38	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編）	日本道路協会	H24.3	
39	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編）	日本道路協会	H24.3	39	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編）	日本道路協会	H24.3	
40	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）	日本道路協会	H24.3	40	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）	日本道路協会	H24.3	
41	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日本道路協会	H24.3	41	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日本道路協会	H24.3	
42	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3	42	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3	
43	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8	43	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8	
44	鋼道路橋施工便覧（改訂版）	日本道路協会	H27.4	44	鋼道路橋施工便覧（改訂版）	日本道路協会	H27.4	
45	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1	45	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1	
46	杭基礎設計便覧（平成 26 年度改訂版）	日本道路協会	H27.4	46	杭基礎設計便覧（平成 26 年度改訂版）	日本道路協会	H27.4	
47	杭基礎施工便覧（平成 26 年度改訂版）	日本道路協会	H27.4	47	杭基礎施工便覧（平成 26 年度改訂版）	日本道路協会	H27.4	
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12	48	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12	
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.11	49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.11	
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1	50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正				現　　行				備　　考
No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月	
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6. 2	51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6. 2	
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1	52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1	
53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートＴげた道路橋設計･施工指針	日本道路協会	H4. 10	53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートＴげた道路橋設計･施工指針	日本道路協会	H4. 10	
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5. 4	54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5. 4	
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5. 5	55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5. 5	
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 11	56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 11	
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4	57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4	
58	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26. 5	58	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26. 5	
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料　－塗膜劣化程度標準写真帳－	日本道路協会	H2. 6	59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料　－塗膜劣化程度標準写真帳－	日本道路協会	H2. 6	
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9. 5	60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9. 5	
61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2	61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2	
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3. 7	62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3. 7	
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4	63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4	
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2	64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2	
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3	65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3	
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1	66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1	
67	鋼構造架設設計施工指針［2001 年版］	土木学会	H14. 4	67	鋼構造架設設計施工指針［2001 年版］	土木学会	H14. 4	
68	美しい橋のデザインマニュアル第 1 集	土木学会	H5. 3	68	美しい橋のデザインマニュアル第 1 集	土木学会	H5. 3	
69	美しい橋のデザインマニュアル第 2 集	土木学会	H5. 7	69	美しい橋のデザインマニュアル第 2 集	土木学会	H5. 7	
70	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	S52. 7 S56. 6 H4. 5	70	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	S52. 7 S56. 6 H4. 5	
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説　平成 20 年改訂版	日本道路協会	H20. 10	71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説　平成 20 年改訂版	日本道路協会	H20. 10	
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15. 11	72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15. 11	
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13. 10	73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13. 10	
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H5. 11		（新設）			
75	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日本道路協会	H27. 6	74	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日本道路協会	H27. 6	
76	道路トンネル維持管理便覧【付帯施設編】（改訂版）	日本道路協会	H28. 11		（新設）			

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正				現　　行				備　　考
No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月	
77	道路トンネル観察･計測指針 平成 21 年改訂版	日本道路協会	H21. 2	75	道路トンネル観察･計測指針 平成 21 年改訂版	日本道路協会	H21. 2	
78	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8. 10	76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8. 10	
79	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2	77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2	
80	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9	78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9	
81	舗装設計施工指針 平成 18 年版	日本道路協会	H18. 2	79	舗装設計施工指針 平成 18 年版	日本道路協会	H18. 2	
82	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H8. 11	80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H8. 11	
83	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2. 11	81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H2. 11	
84	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4. 12	82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4. 12	
85	舗装設計便覧　平成 18 年版	日本道路協会	H18. 2	83	舗装設計便覧　平成 18 年版	日本道路協会	H18. 2	
86	舗装施工便覧　平成 18 年版	日本道路協会	H18. 2	84	舗装施工便覧　平成 18 年版	日本道路協会	H18. 2	
87	アスファルト混合所便覧(平成８年版)	日本道路協会	H8. 10	85	アスファルト混合所便覧(平成８年版)	日本道路協会	H8. 10	
88	舗装再生便覧 平成 22 年版	日本道路協会	H22. 11	86	舗装再生便覧 平成 22 年版	日本道路協会	H22. 11	
89	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9	87	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9	
90	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9	88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9	
91	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6	89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6	
92	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7	90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7	
93	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60. 9	91	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60. 9	
94	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック 舗装技術協会	H19. 3	92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック 舗装技術協会	H19. 3	
95	設計要領第一集　舗装編	NEXCO	H24. 7	93	設計要領第一集　舗装編	NEXCO	H24. 7	
96	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版	国土交通省	H27. 3	94	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版	国土交通省	H27. 3	
97	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5	95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5	
98	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1	96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1	
99	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63. 11	97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63. 11	
100	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7	98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7	
101	舗装調査・試験法便覧(全４分冊)	日本道路協会	H22. 1	99	舗装調査・試験法便覧(全４分冊)	日本道路協会	H22. 1	
102	道路震災対策便覧（震前対策編）平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18. 9	100	道路震災対策便覧（震前対策編）平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18. 9	
103	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H19. 3	101	道路震災対策便覧（震災復旧編）平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H19. 3	
104	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日本道路協会	H23. 1	102	道路震災対策便覧（震災危機管理編）	日本道路協会	H23. 1	
105	落石対策便覧	日本道路協会	H12. 6	103	落石対策便覧	日本道路協会	H12. 6	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正	現　　行	備　　考

平成29年度改正

No.	名　　　　称	編集又は発行所名	発行年月
106	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H27.3
107	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3
108	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
109	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3
110	プレキャストコンクリート共同溝設計･施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3
111	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
112	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8
113	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28.11
114	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
115	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S61.1
116	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
117	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
118	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H28.3
119	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国土交通省	H27.3
120	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
121	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
122	道路標識ハンドブック　(2012年度版)	全国道路標識･標示業協会編	H25.2
123	路面標示ハンドブック	全国道路標識･標示業協会編	H25
124	駐車場設計･施工指針 同解説	日本道路協会	H4.11
125	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9
126	道路のデザイン　道路デザイン指針（案）とその解説	道路環境研究所	H17.7
127	平成21年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21.6
128	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1
129	道路防災総点検要領［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H8.8
130	道路防災総点検要領［地震］	道路保全技術センター	H8.8

現行

No.	名　　　　称	編集又は発行所名	発行年月
104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H27.3
105	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3
106	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
107	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3
108	プレキャストコンクリート共同溝設計･施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3
109	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
110	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8
111	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28.3
112	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	H27.3
114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H28.3
117	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）	国土交通省	H27.3
118	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
119	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
120	道路標識ハンドブック　(2012年度版)	全国道路標識･標示業協会編	H25.2
121	路面標示ハンドブック	全国道路標識･標示業協会編	H25
122	駐車場設計･施工指針 同解説	日本道路協会	H4.11
123	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9
124	道路のデザイン　道路デザイン指針（案）とその解説	道路環境研究所	H17.7
125	平成21年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21.6
126	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1
127	道路防災総点検要領［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H8.8
128	道路防災総点検要領［地震］	道路保全技術センター	H8.8

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考

平成 29 年度改正

No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月
131	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8. 12
132	道路防災点検の手引［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H19. 9
133	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）	国土交通省道路局国道･防災課	H16. 3
134	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道･防災課	H26. 6
135	橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国土交通省道路局国道･防災課	H16. 3
136	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24. 3
137	道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計要領（案）	日本建設機械施工協会	H15. 7
138	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25. 7
139	凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局･道路局	H28. 3
140	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28. 4
141	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局警察庁交通局	H28. 7

現　　行

No.	名　　　称	編集又は発行所名	発行年月
129	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8. 12
130	道路防災点検の手引［豪雨・豪雪等］	道路保全技術センター	H19. 9
131	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）	国土交通省道路局国道･防災課	H16. 3
132	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道･防災課	H26. 6
133	橋梁における第三者被害予防措置要領（案）	国土交通省道路局国道･防災課	H16. 3
134	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24. 3
135	道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計要領（案）	日本建設機械施工協会	H15. 7
136	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25. 7
	（新設）		
	（新設）		
	（新設）		

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正	現　　行	備　　考
(see table A)	(see table B)	

平成29年度改正

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔4〕電気･機械･設備等			
1	日本電機工業会(ＪＥＭ)規格	日本電機工業会	－
2	解説　電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省原子力安全･保安院	H25.10
3	内線規程 JEAC 8001-2011	日本電気協会	H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書　平成28年版	国土交通省	H29.3
5	電気通信設備施工管理の手引き　平成25年版	建設電気技術協会	H25.11
6	建築設備設計基準　平成27年版	国土交通省	H27.3
7	公共建築工事標準仕様書［建築工事編］平成28年版	国土交通省	H28.3
8	公共建築設備工事標準図［電気設備工事編］平成28年版	国土交通省	H28.6
9	公共建築設備工事標準図［機械設備工事編］平成28年版	国土交通省	H28.3
10	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10
11	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3
12	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
13	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会	H25.3
14	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
15	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会	H26.3
16	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会	H26.3
17	電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建設電気技術協会	H26.3
18	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会	H18,11
19	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建設電気技術協会	H18,11
20	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	H22.3

注意：最新版を使用するものとする。

現　　行

No.	名　　称	編集又は発行所名	発行年月
〔4〕電気･機械･設備等			
1	日本電機工業会(ＪＥＭ)規格	日本電機工業会	－
2	解説　電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省原子力安全･保安院	H25.10
3	内線規程 JEAC 8001-2011	日本電気協会	H24.2
4	電気通信設備工事共通仕様書　平成27年版	国土交通省	H27.3
5	電気通信設備施工管理の手引き　平成25年版	国土交通省	H25.11
6	建築設備設計基準　平成27年版	国土交通省	H27.3
7	公共建築工事標準仕様書［建築工事編］平成28年版	国土交通省	H28.3
8	公共建築設備工事標準図［電気設備工事編］平成28年版	国土交通省	H28.3
9	公共建築設備工事標準図［機械設備工事編］平成28年版	国土交通省	H28.3
10	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H25
11	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	国土交通省	H12.3
12	通信鉄塔設計要領・同解説	国土交通省	H25.3
13	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	国土交通省	H25.3
14	光ファイバケーブル施工要領・同解説	国土交通省	H25.3
15	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会	H26.3
16	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会	H26.3
17	電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建設電気技術協会	H26.3
18	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	国土交通省	H18,11
19	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	国土交通省	H18,11
20	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	H22.3

注意：最新版を使用するものとする。

備　　考

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考
第２編　河川編 **第2210条　流量確率手法による検討** **１．業務目的** 本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度を流量から求める事を目的とする。 **２．業務内容** （１）計画準備 受注者は、業務の目的･主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）基準地点等の設定 受注者は、基準地点等の設定について、第 2209 条雨量確率手法による検討第２項（２）に準ずるものとする。 （３）水文資料の収集・整理 受注者は、流量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の年最大実績流量、年最大から第３位程度の流域平均雨量を算定し、一覧表に整理し、収集した水理・水文資料は記憶媒体にデータ登録しておくものとする。 （４）洪水流出特性の検討 受注者は、洪水流出特性の検討について、第 2209 条雨量確率手法による検討第２項（４）に準ずるものとする。 （５）流量確率手法による高水検討 受注者は、（３）で整理した基準地点における年最大実績流量、年最大から第３位程度までの実績流域平均雨量と（４）の流出モデルからピーク流量値を算定し、基準点における年最大流量などをもとに、適切な方法で確率分布を評価し、所定の安全度に対する流量範囲を検討するものとする。 （６）基本高水の設定検討 受注者は、必要に応じて雨量確率から算定された所定の安全度の流量（第 2209 条雨量確率手法による検討参照）と（５）で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。 （７）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （８）報告書の作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	**第２編　河川編** **第2210条　流量確率手法による検討** **１．業務目的** 本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度を流量から求める事を目的とする。 **２．業務内容** （１）計画準備 受注者は、業務の目的･主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）基準地点等の設定 受注者は、基準地点等の設定について、第 2209 条雨量確率手法による検討第２項（２）に準ずるものとする。 （３）水文資料の収集・整理 受注者は、流量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の年最大実績流量、年最大から第３位程度の流域平均雨量を算定し、一覧表に整理し、収集した水理・水文資料は記憶媒体にデータ登録しておくものとする。 （４）洪水流出特性の検討 受注者は、洪水流出特性の検討について、第 2209 条雨量確率手法による検討第２項（４）に準ずるものとする。 （５）流量確率手法による高水検討 受注者は、（３）で整理した基準地点における年最大実績流量、年最大から第３位程度までの実績流域平均雨量と（４）の流出モデルからピーク流量値を算定し、基準点における年最大流量などをもとに、適切な方法で確率分布を評価し、所定の安全度に対する流量範囲を検討するものと （６）基本高水の設定検討 受注者は、必要に応じて雨量確率から算定された所定の安全度の流量（第 2209 条雨量確率手法による検討参照）と（５）で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。 （７）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （８）報告書の作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考
第2212条　河道計画（大規模河川） **１．業務目的** 本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「直轄管理の大規模河川」等を対象とした、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。 **２．業務内容** ～中略～ （５）河川特性の把握 １）計画対象河川のセグメント分割 受注者は、既往調査、既存資料等から計画対象河川のセグメント分割を行うものとする。 ２）現況河道特性の検討 受注者は、現況河道の基礎的情報である河床勾配・代表粒径・低水路内平均水深・エネルギー勾配・摩擦速度・無次元掃流力・川幅水深比・水深粒径比等を整理するものとする。 ３）河道の安定性の確認 受注者は、過去 10 年間程度の河道縦横断測量資料と砂利採取等の資料及び河川横断工作物の建設状況をもとに実証的に安定性の確認を行うものとする。または、平均年最大流量時の水理諸元をもとに、各セグメントごとに算定した摩擦速度や無次元掃流力をもとに安定性の確認を行うものとする。 ４）河川環境特性の把握・整理 受注者は、河川水辺の国勢調査、河川環境管理基本計画、環境調査及び周辺住民等の要望等を勘案し、河道計画検討に必要な河川環境特性の整理を行うものとする。 ５）セグメント別河道変化に対する対応方法の検討 受注者は、河道縦断形、河道横断形、河口砂州等の変化により生ずる河道の応答等の影響に対し、この影響（変化）に対する河川管理上の管理者の意思・取り扱いを勘案し、基本的対応方針を検討するものとする。 ６）現況流下能力の把握 受注者は、流量配分、出発水位、（セグメント別）粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。なお、計算モデルについては洪水痕跡等から妥当性を検証するものとする。 ７）現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況や平均河床高及び最深河床高の変化等を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。	**第2212条　河道計画（大規模河川）** **１．業務目的** 本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「直轄管理の大規模河川」等を対象とした、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。 **２．業務内容** ～中略～ （５）河川特性の把握 １）計画対象河川のセグメント分割 受注者は、既往調査、既存資料等から計画対象河川のセグメント分割を行うものとする。 ２）現況河道特性の検討 受注者は、現況河道の基礎的情報である河床勾配・代表粒径・低水路内平均水深・エネルギー勾配・摩擦速度・無次元掃流力・川幅水深比・水深粒径比等を整理するものとする。 ３）河道の安定性の確認 受注者は、過去 10 年間程度の河道縦横断測量資料と砂利採取等の資料及び河川横断工作物の建設状況をもとに実証的に安定性の確認を行うものとする。または、平均年最大流量時の水理諸元をもとに、各セグメントごとに算定した摩擦速度や無次元掃流力をもとに安定性の確認を行うものとする。 ４）河川環境特性の把握・整理 受注者は、河川水辺の国勢調査、河川環境管理基本計画、環境調査及び周辺住民等の要望等を勘案し、河道計画検討に必要な河川環境特性の整理を行うものとする。 ５）セグメント別河道変化に対する対応方法の検討 受注者は、河道縦断形、河道横断形、河口砂州等の変化により生ずる河道の応答等の影響に対し、この影響（変化）に対する河川管理上の管理者の意思・取り扱いを勘案し、基本的対応方針を検討するものとする。 ６）現況流下能力の把握 受注者は、流量配分、出発水位、（セグメント別）粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。なお、計算モデルについては洪水痕跡等から妥当性を検証するものとする。 ７）現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考
第2218条　氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合） **１．業務目的** 本業務は、洪水が破堤等により氾濫した場合の氾濫流に伴う水理的な諸元を、二次元モデルを用いて算定する事を目的とする。 **２．業務内容** （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地調査 受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第２項（３）に準ずるものとする。 （３）資料収集・整理 １）文献調査 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。 なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。 ２）資料収集・整理 受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、ＬＰ地盤高データ、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。 （４）氾濫形態と解析手法の検討 １）災害特性調査 受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。 ２）氾濫形態の把握 受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。 ３）氾濫解析手法の選定 受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法（氾濫水理モデル）を選定するものとする。 （５）調査対象洪水の設定 １）現況河道断面特性の把握 受注者は、横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。 ２）河道の流下能力の算定 受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定す	**第2218条　氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）** **１．業務目的** 本業務は、洪水が破堤等により氾濫した場合の氾濫流に伴う水理的な諸元を、二次元モデルを用いて算定する事を目的とする。 **２．業務内容** （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地調査 受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第２項（３）に準ずるものとする。 （３）資料収集・整理 １）文献調査 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。 なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。 ２）資料収集・整理 受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。 （４）氾濫形態と解析手法の検討 １）災害特性調査 受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。 ２）氾濫形態の把握 受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。 ３）氾濫解析手法の選定 受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法（氾濫水理モデル）を選定するものとする。 （５）調査対象洪水の設定 １）現況河道断面特性の把握 受注者は、横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。 ２）河道の流下能力の算定 受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定す	

るものとする。 ３）計算対象洪水の設定 受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。 ４）検証対象洪水の選定 受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。 （６）氾濫水理解析 １）破堤地点の検討 受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。 ２）氾濫水理モデルの作成 受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。 ３）氾濫水理モデルの検証 受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて実績の浸水範囲等より氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。 ４）氾濫計算 受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。 （７）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （８）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	るものとする。 ３）計算対象洪水の設定 受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。 ４）検証対象洪水の選定 受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。 （６）氾濫水理解析 １）破堤地点の検討 受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。 ２）氾濫水理モデルの作成 受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。 ３）氾濫水理モデルの検証 受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。 ４）氾濫計算 受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。 （７）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （８）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考
第2306条　護岸予備設計 **１．業務目的** 護岸予備設計は、当該区間全体の法線形、法覆工、基礎工、根固工、環境護岸（親水護岸等）の形式、配置について比較検討を行い、対象地域に対する最適護岸形式を選定することを目的とする。 **２．業務内容** 護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、環境護岸のうち多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料（カゴ、覆土、捨石等）を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。 （３）基本事項の検討 １）基礎検討 受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。 ①　法線形（３案程度) ②　護岸の根入れ（洗掘深の検討) ③　環境 ２）法覆工法検討 受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について３案程度提案して各々について検討を行うものとする。 ３）基礎工法の検討 ①　一般地盤の場合 受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を３案程度提案し、検討するものとする。 ②　軟弱地盤の場合 受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を	**第2306条　護岸予備設計** **１．業務目的** 護岸予備設計は、当該区間全体の法線形、法覆工、基礎工、根固工、環境護岸（親水護岸等）の形式、配置について比較検討を行い、対象地域に対する最適護岸形式を選定することを目的とする。 **２．業務内容** 護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、環境護岸のうち多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料（カゴ、覆土、捨石等）を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。 （３）基本事項の検討 １）基礎検討 受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。 ①　法線形（３案) ②　護岸の根入れ（洗掘深の検討) ③　環境 ２）法覆工法検討 受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について３案提案して各々について検討を行うものとする。 ３）基礎工法の検討 ①　一般地盤の場合 受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を３案提案し、検討するものとする。 ②　軟弱地盤の場合 受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を	

行うものとする。 イ）土質性状を整理・分析し、該当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。 ロ）現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。 ハ）改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。 ４）関連構造物の検討 受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、用排水施設等）及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。 ５）環境護岸検討 受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を３案程度提案して各々について検討を行うものとする。 ６）根固め工の検討 受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。 （４）基本ケースの選定 １）基本事項要因の比較検討 受注者は、（３）において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較（根拠）検討を行う。 ２）基本ケースの選定 受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した６ケース程度を選定する。 （５）図面作成 受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（（４）で選定したケース）を作成するものとする。 １）平面図 上記の測量精度の平面図に護岸法線（堤防法線）と法尻計画線を画くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。 ２）縦断図 平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。 なお、作成図面は原則として基本ケースを代表する１ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。 ３）標準構造図 基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造図を作成するものとする。	行うものとする。 イ）土質性状を整理・分析し、該当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。 ロ）現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。 ハ）改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。 ４）関連構造物の検討 受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、用排水施設等）及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。 ５）環境護岸検討 受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を３案提案して各々について検討を行うものとする。 ６）根固め工の検討 受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。 （４）基本ケースの選定 １）基本事項要因の比較検討 受注者は、（３）において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較（根拠）検討を行う。 ２）基本ケースの選定 受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した６ケースを選定する。 （５）図面作成 受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（６ケース）を作成するものとする。 １）平面図 上記の測量精度の平面図に護岸法線（堤防法線）と法尻計画線を画くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。 ２）縦断図 平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。 なお、作成図面は原則として６ケースを代表する１ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。 ３）標準構造図 基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造図を作成するものとする。	

４）標準横断図 　検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断図を作成するものとする。 ５）小規模構造物 　小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を１ヵ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。 （６）施工計画（案）の比較検討 　受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画（案）を策定するものとする。 　なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。 １）施工方法の検討 　基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を３案程度立てるものとする。 ２）仮設計画の検討 　受注者は、施工方法の検討で立案された３案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。 ３）全体施工計画の比較検討 　受注者は、上記の検討を踏まえ、基本ケースのうち、施工方針の異なる代表３案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。 （７）概算工事費 　受注者は、第 1211 条設計業務の成果（５）に基づき、概算工事費を算定するものとする。 （８）総合評価 　受注者は、（４）において選定された基本ケース（６ケース程度）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。 （９）考察 　受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。 (10) 照査 　受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件	４）標準横断図 　検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断図を作成するものとする。 ５）小規模構造物 　小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を１ヵ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。 （６）施工計画（案）の比較検討 　受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画（案）を策定するものとする。 　なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。 １）施工方法の検討 　基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を３案立てるものとする。 ２）仮設計画の検討 　受注者は、施工方法の検討で立案された３案について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。 ３）全体施工計画の比較検討 　受注者は、上記の検討を踏まえ、基本６ケースのうち、施工方針の異なる代表３案を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。 （７）概算工事費 　受注者は、第 1211 条設計業務の成果（５）に基づき、概算工事費を算定するものとする。 （８）総合評価 　受注者は、（４）において選定された基本ケース（６ケース）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。 （９）考察 　受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。 (10) 照査 　受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件	

が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 ４）設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。 (11) パース作成 受注者は、基本ケースの内、護岸構造の設計方針がわかる様に、標準区間及び特殊区間等をそれぞれ３タイプについて着色パース（Ａ３版）を各１枚ずつ作成するものとする。 (12) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 **３．貸与資料** 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）河川計画調査報告書 （２）当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む） （３）当該区間の地質調査報告書 （４）河川環境調査資料 （５）既設構造物調査資料 （６）当該区間の流況解析結果資料 （７）その他必要と認めたもの	が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 ４）設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。 (11) パース作成 受注者は、基本ケースの内、護岸構造の設計方針がわかる様に、標準区間及び特殊区間等をそれぞれ３タイプについて着色パース（Ａ３版）を各１枚ずつ作成するものとする。 (12) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 **３．貸与資料** 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）河川計画調査報告書 （２）当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む） （３）当該区間の地質調査報告書 （４）河川環境調査資料 （５）既設構造物調査資料 （６）当該区間の流況解析結果資料 （７）その他必要と認めたもの	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成29年度改正	現　　行	備　　考
第2307条　護岸詳細設計 **1．業務目的** 護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 **2．業務内容** 護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第２項（２）に準ずるものとする。 （３）基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる １）法線等の見直し検討 精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を画き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。 ２）護岸の配置計画 予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。 ３）構造物との取付検討 大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。 （４）本体設計 １）一般地盤の場合 ①　基礎工検討諸元の整理 受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。 ②　安定計算 受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表個所３断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。	**第2307条　護岸詳細設計** **1．業務目的** 護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 **2．業務内容** 護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第２項（２）に準ずるものとする。 （３）基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる １）法線等の見直し検討 精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を画き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。 ２）護岸の配置計画 予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。 ３）構造物との取付検討 大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。 （４）本体設計 １）一般地盤の場合 ①　基礎工検討諸元の整理 受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。 ②　安定計算 受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表個所３断面について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。	

2）軟弱地盤の場合	2）軟弱地盤の場合	
①　土質性状、定数の整理 受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。	①　土質性状、定数の整理 受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。	
②　現況護岸の安定計算 受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表３断面程度の安定計算を行うものとする。	②　現況護岸の安定計算 受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表３断面の安定計算を行うものとする。	
③　対策工法の比較検討 受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。	③　対策工法の比較検討 受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。	
④　対策工法の安定計算 受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。	④　対策工法の安定計算 受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。	
（５）付帯施設設計	（５）付帯施設設計	
１）階段工等 受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。	１）階段工等 受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。	
2）排水管渠 受注者は、Φ600 以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。	2）排水管渠 受注者は、Φ600 以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。	
3）その他施設 受注者は、管渠以外（ex 取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。	3）その他施設 受注者は、管渠以外（ex 取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。	
（６）施工計画	（６）施工計画	
１）施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ①　施工条件 ②　施工方法 ③　土工計画 ④　工程計画 ⑤　動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥　工事機械、仮設備とその配置 ⑦　環境保全対策 ⑧　安全対策	１）施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ①　施工条件 ②　施工方法 ③　土工計画 ④　工程計画 ⑤　動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥　工事機械、仮設備とその配置 ⑦　環境保全対策 ⑧　安全対策	

２）仮設計画 　受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	２）仮設計画 　受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。	
（７）図面作成 　受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断図、場所打ＲＣ部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 　なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（Ａ３版）を１タイプについて作成する。	（７）図面作成 　受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断図、場所打ＲＣ部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 　なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（Ａ３版）を１タイプについて作成する。	
（８）数量計算 　受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。	（８）数量計算 　受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。	
（９）照査 　受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。 ４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。	（９）照査 　受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。 ４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。	
(10) 報告書作成 　受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	(10) 報告書作成 　受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	
３．貸与資料 　発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）護岸の予備設計報告書 （２）対象河川の流出、計画河道諸元 （３）設計範囲の測量成果 （４）設計範囲の地質調査報告書 （５）当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為）	**３．貸与資料** 　発注者が貸与する資料は下記を標準とする。 （１）護岸の予備設計報告書 （２）対象河川の流出、計画河道諸元 （３）設計範囲の測量成果 （４）設計範囲の地質調査報告書 （５）当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為）	

（６）その他必要と認めたもの	（６）その他必要と認めたもの	

平成 29 年度改正	現　　行	備　　考
第2310条　樋門詳細設計 **１．業務目的** 樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。 **２．業務内容** 樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル２）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル２）については、別途設計図書に示される業務内容とする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第２項（２）に準ずるものとする。 （３）基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。 １）配置計画（位置及び施設配置等） ２）樋門断面（断面及び敷高等） ３）基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等） ４）操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等） （４）景観設計 受注者は、景観について下記の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。 １）普通の検討 周辺との調和を考慮した素材・デザインを決定し、詳細設計を行う。 なお、デザイン決定においては、イメージパースを２案程度提案し、最適案を決定するものとする。 ２）特別の検討 河川景観、周辺整備計画を基に、地域の特性（歴史的・文化的）背景を整理し、景観のデザインテーマを基に、３案程度のイメージパースを作成し、計画案を設定するとともに、使用する素材について美観性、耐候性、加工性、経済性について比較検討を行い、決定された最終案に対し詳細設計を行うものとする。 （５）構造設計 １）設計条件の確認 受注者は、構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。 ２）基礎工の設計	**第2310条　樋門詳細設計** **１．業務目的** 樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。 **２．業務内容** 樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル２）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル２）については、別途設計図書に示される業務内容とする。 （１）設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第２項（２）に準ずるものとする。 （３）基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。 １）配置計画（位置及び施設配置等） ２）樋門断面（断面及び敷高等） ３）基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等） ４）操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等） （４）景観設計 受注者は、景観について下記の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。 １）普通の検討 周辺との調和を考慮した素材・デザインを決定し、詳細設計を行う。 なお、デザイン決定においては、イメージパースを２案程度提案し、最適案を決定するものとする。 ２）特別の検討 河川景観、周辺整備計画を基に、地域の特性（歴史的・文化的）背景を整理し、景観のデザインテーマを基に、３案程度のイメージパースを作成し、計画案を設定するとともに、使用する素材について美観性、耐候性、加工性、経済性について比較検討を行い、決定された最終案に対し詳細設計を行うものとする。 （５）構造設計 １）設計条件の確認 受注者は、構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。 ２）基礎工の設計	

受注者は、荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造および地盤改良工の仕様を検討するものとする。 なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量などを算定した上で地盤処理工の仕様を決定するものとする。 3）地盤処理工（置換基礎）の設計 受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。 4）本体工の設計 受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。 なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加または訂正記入し、成果図面とするものとする。 5）ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。 ①　ゲート扉体 荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。 ②　ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。 ③　操作室 決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。 なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。 ④　管理橋 管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。 6）高水護岸・低水護岸及び土工等の設計 受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断図、縦断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。	受注者は、荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造および地盤改良工の仕様を検討するものとする。 なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量などを算定した上で地盤処理工の仕様を決定するものとする。 3）地盤処理工（置換基礎）の設計 受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。 4）本体工の設計 受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。 なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加または訂正記入し、成果図面とするものとする。 5）ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。 ①　ゲート扉体 荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。 ②　ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。 ③　操作室 決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。 なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。 ④　管理橋 管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。 6）高水護岸・低水護岸及び土工等の設計 受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断図、縦断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。	

平成２９年度改正	現　　行	備　　考
第４編　砂防及び地すべり対策編 **第4304条　砂防堰堤及び床固工詳細設計** **１．業務目的** 砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 **２．業務内容** **～中略～** （９）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	**第４編　砂防及び地すべり対策編** **第4304条　砂防堰堤及び床固工詳細設計** **１．業務目的** 砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 **２．業務内容** **～中略～** （９）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第121１条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	

平成２９年度改正	現　　行	備　　考
第６編　道路編 **第6203条　単路部交通量調査** **１．業務目的** 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。 **２．業務内容** 単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、調査職員に提出するものとする。 （３）交通量調査 受注者は、調査職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は調査職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領　交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。 （４）集計整理 受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。 （５）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （６）報告書作成 **受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。**	**第６編　道路編** **第6203条　単路部交通量調査** **１．業務目的** 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。 **２．業務内容** 単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、調査職員に提出するものとする。 （３）交通量調査 受注者は、調査職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は調査職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領　交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。 （４）集計整理 受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。 （５）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （６）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成２９年度改正	現　　行	備　　考
第6204条　交差点部交通量調査 **１．業務目的** 交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。 **２．業務内容** 交差点部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的･主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第２項の（２）に準ずるものとする。 （３）交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領　交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。 （４）集計整理 受注者は、集計整理について、第 6203 条単路部交通量調査第２項の（４）に準ずるものとする。 （５）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （６）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	**第6204条　交差点部交通量調査** **１．業務目的** 交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。 **２．業務内容** 交差点部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的･主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第２項の（２）に準ずるものとする。 （３）交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領　交通調査編」（国土交通省）（以下「渋滞調査マニュアル」という。）に準ずるものとする。 （４）集計整理 受注者は、集計整理について、第 6203 条単路部交通量調査第２項の（４）に準ずるものとする。 （５）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （６）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成２９年度改正	現　　行	備　　考
第6207条　旅行速度調査 **１．業務目的** 旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。 **２．業務内容** 旅行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第２項の（２）に準ずるものとする。 （３）旅行速度調査 受注者は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点又は一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。なお、調査時間帯および調査回数は、設計図書に基づくものとする。 （４）集計整理 受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領　旅行速度調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。 （５）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （６）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	**第6207条　旅行速度調査** **１．業務目的** 旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。 **２．業務内容** 旅行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第２項の（２）に準ずるものとする。 （３）旅行速度調査 受注者は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点又は一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。なお、調査時間帯および調査回数は、設計図書に基づくものとする。 （４）集計整理 受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領　旅行速度調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。 （５）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （６）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成２９年度改正	現　　行	備　　考
第6209条　路側ＯＤ調査 **１．業務目的** 路側ＯＤ調査は、地整際又は県際（コードンライン）などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。 **２．業務内容** 路側ＯＤ調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査（ＯＤ調査）実施要綱（調査編）」（国土交通省、以下「ＯＤ調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第２項の（２）に準ずるものとする。 （３）断面交通量調査 受注者は、観測地点においてＯＤ調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、１時間単位で観測するものとする。 （４）路側ＯＤ調査 受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での聞き取り又はメールＯＤ調査）または設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両および調査票はＯＤ調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、ＯＤ調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。 （５）自動車航送船ＯＤ調査 受注者は、コードンラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側ＯＤ調査を実施するものとする。なお、調査にあたっては、出発港にて実施するものとする。調査は、調査員が直接運転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、ＯＤ調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、ＯＤ調査要綱に定められた自動車航送船ＯＤ調査票に転記するものとする。 （６）マスターファイル作成 受注者は、（３）～（５）の調査結果をＯＤ調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。 （７）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （８）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	**第6209条　路側ＯＤ調査** **１．業務目的** 路側ＯＤ調査は、地整際又は県際（コードンライン）などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。 **２．業務内容** 路側ＯＤ調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省、以下「ＯＤ調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第２項の（２）に準ずるものとする。 （３）断面交通量調査 受注者は、観測地点においてＯＤ調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、１時間単位で観測するものとする。 （４）路側ＯＤ調査 受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での聞き取り又はメールＯＤ調査）または設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両および調査票はＯＤ調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、ＯＤ調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。 （５）自動車航送船ＯＤ調査 受注者は、コードンラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側ＯＤ調査を実施するものとする。なお、調査にあたっては、出発港にて実施するものとする。調査は、調査員が直接運転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、ＯＤ調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、ＯＤ調査要綱に定められた自動車航送船ＯＤ調査票に転記するものとする。 （６）マスターファイル作成 受注者は、（３）～（５）の調査結果をＯＤ調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。 （７）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （８）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成２９年度改正	現　　行	備　　考
第6211条　交通渋滞調査 **２．業務内容** 交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実態調査マニュアル」（建設省土木研究所 H2.2）（以下、渋滞調査マニュアル）に基づき、下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的･主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第２項の（２）に準ずるものとする。 （３）地点情報調査 受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目およびその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。 （４）交通量調査 受注者は、以下の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。１）交差点部流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を10分間毎に観測を行う。２）一般部方向別・車線別・車種別の自動車交通量を10分間毎に観測を行なう。 （５）渋滞長調査 受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に10m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。 （６）渋滞区間通過時間調査 受注者は、渋滞区間を通過するのに要する時間を10分毎に調査を行うものとする。 （７）信号現示調査 受注者は、信号現示を流入方向別および調査職員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式（定周期制御、感応制御）についても調査を行う。 （８）渋滞原因調査 受注者は、（３）～（７）の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。 （９）集計整理 受注者は、（３）～（８）の調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理するものとする。 （10）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	**第6211条　交通渋滞調査** **２．業務内容** 交通渋滞調査の項目は、渋滞調査マニュアルに基づき、下記のとおりとする。 （１）計画準備 受注者は、業務の目的･主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第２項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （２）現地踏査 受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第２項の（２）に準ずるものとする。 （３）地点情報調査 受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目およびその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。 （４）交通量調査 受注者は、以下の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。１）交差点部流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を10分間毎に観測を行う。２）一般部方向別・車線別・車種別の自動車交通量を10分間毎に観測を行なう。 （５）渋滞長調査 受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に10m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。 （６）渋滞区間通過時間調査 受注者は、渋滞区間を通過するのに要する時間を10分毎に調査を行うものとする。 （７）信号現示調査 受注者は、信号現示を流入方向別および調査職員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式（定周期制御、感応制御）についても調査を行う。 （８）渋滞原因調査 受注者は、（３）～（７）の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。 （９）集計整理 受注者は、（３）～（８）の調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理するものとする。 （９）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	

設計及び解析業務委託共通仕様書　新旧対照表

平成２９年度改正	現　　行	備　　考
第6403条　道路概略設計 **１．業務目的** 道路概略設計は、第 1206 条設計業務の内容第2項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。 （１）概略設計（A）は地形図（縮尺 1/5,000）をもとに行う設計をいう。 （２）概略設計（B）は地形図（縮尺 1/2,500）をもとに行う設計をいう。 **第6404条　道路予備設計（A）** **１．業務目的** 道路予備設計（A）は、概略設計によって決定された路線について、第 1206 条設計業務の内容第3項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートの中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。 **第6408条　道路詳細設計** **１．業務目的** 道路詳細設計は、道路予備設計（B）、或いは同修正設計（B）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容第4項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。 **２．業務内容** ～中略～ (13) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。 3）設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。	**第6403条　道路概略設計** **１．業務目的** 道路概略設計は、第 1206 条設計業務の内容第3項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。 （１）概略設計（A）は地形図（縮尺 1/5,000）をもとに行う設計をいう。 （２）概略設計（B）は地形図（縮尺 1/2,500）をもとに行う設計をいう。 **第6404条　道路予備設計（A）** **１．業務目的** 道路予備設計（A）は、概略設計によって決定された路線について、第 1206 条設計業務の内容第4項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートの中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。 **第6408条　道路詳細設計** **１．業務目的** 道路詳細設計は、道路予備設計（B）、或いは同修正設計（B）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容第5項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。 **２．業務内容** ～中略～ (13) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 １）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 ２）設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。 ３）「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成 11 年３月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。 ４）設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。	

平成２９年度改正	現　　行	備　　考
第 6413 条　平面交差点詳細設計 ～中略～ （11）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第２項の（13）に準ずるものとする。	**第 6413 条　平面交差点詳細設計** ～中略～ （11）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第２項の（12）に準ずるものとする。	
第 6416 条　ダイヤモンド型ＩＣ詳細設計 ～中略～ （11）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第２項の（~~12~~13）に準ずるものとする。	**第 6416 条　ダイヤモンド型ＩＣ詳細設計** ～中略～ （11）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第２項の（12）に準ずるものとする。	
第 6418 条　トランペット・クローバー型ＩＣ詳細設計 ～中略～ （11）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第２項の（13）に準ずるものとする。	**第 6418 条　トランペット・クローバー型ＩＣ詳細設計** ～中略～ （11）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第２項の（12）に準ずるものとする。	
第 6421 条　道路休憩施設詳細設計 ～中略～ （11）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第２項の（13）に準ずるものとする。	**第 6421 条　道路休憩施設詳細設計** ～中略～ （11）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第２項の（12）に準ずるものとする。	